

## 社団法人日本工業技術振興協会 会員および会費規則

この規則は定款第 2 章「会員」に定める各規定のほか、会員および会費の必要な事項について、総会の議を経て次の通り定める。

### (入会金および会費)

第 1 条 定款第 7 条の入会金および会費は次の通りとする。

- (1) 入会金は当分の間、徴収しない。
- (2) 正会員のうち、個人会員の会費は年間 10,000 円とする。
- (3) 正会員のうち、法人会員の会費は年間一口 50,000 円とし、一口以上とする。
- (4) 支払われた会費の半額(50%)は、理事会が設置する委員会・研究会・部会等(以下「委員会等」と言う)の費用に充当することが出来る。
- (5) 二つ以上の委員会等に参加する個人会員は委員会等ごとに追加で年間 5,000 円を、また、二つ以上の委員会等に参加する法人会員は委員会等ごとに追加で年間一口以上を支払うとする。
- (6) 支払われた会費の半額(50%)を超えて委員会等の費用に充当する場合は、理事会の承認を必要とする。

### (会費の納入)

第 2 条 会費は本会所定の入会申込書を提出して、理事会の承認を経て入会した後 2 ヶ月以内に納入しなければならない。

### (会員の期間)

第 3 条 会員の期間は次の通りとする。

- (1) 1 月から 6 月に入会申込書を提出した会員は、会費を納入した日から、翌年 3 月末日まで。
- (2) 7 月から 12 月に入会申込書を提出した会員は、会費を納入した日から、翌年 9 月末日まで。

### (不返還)

第 4 条 既納の会費は、返還されない。

### (会員の資格)

第 5 条 本会の正会員は民法上の会員とする。

### (会員の恩典)

第 6 条 本会の正会員は所属する委員会等の活動に参加し、関係する情報、資料の頒布を受けるほか、本会が全会員および非会員を対象とした事業への優先参加および情報提供の恩典を受けることが出来る。

### (規則の改正、変更)

第 7 条 この規則の改正、変更またはこの規則に定めのない事項は総会において定める。

付則

この規定は昭和 57 年 2 月 24 日より実施し、同年 4 月 1 日より適用する。

改正：平成元年 5 月 30 日より実施し、同年 6 月 1 日より適用する。

改正：平成 14 年 4 月 1 日より実施し、同年 6 月 1 日より適用する。

改正：平成 22 年 5 月 26 日に議決し、同年 6 月 1 日より適用する。